

2024 年 6 月 12 日

EU ガス / 水素パッケージとメタン規制、発効に近付く

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット
上級スペシャリスト
橋本 裕

はじめに

欧州連合（EU）は、2024 年 5 月末、EU 域内のみならず世界各地の LNG 市場に影響を及ぼす 2 つの法文書（規制・指令）を最終的に承認した。その中身は、2023 年末に政治的に合意され、欧州議会が 2024 年 4 月に文言を承認したが、欧州連合理事会による最終的な採択は、今回理事会での実質議論はなかったものの、2020 年以降数年間の政策決定プロセスの公式な結実である。

1. ガス・水素指令

欧州連合理事会（閣僚級）は、再生可能ガス・天然ガス、水素の共通域内市場規則を確立し、既存 EU ガス法制を改正する規制・指令パッケージを承認した。

この内、指令第 31 条: 天然ガス配給・輸送、LNG 基地の第三者アクセス (3) 項は、「本指令は、欧州連合の競争規則に従うもので脱炭素化に貢献するならば、再生可能ガス・低カーボンガスの長期契約締結を妨げるものではない。対策のなされていない化石ガス供給の長期契約は 2049 年 12 月 31 日を超える期間について締結できない」と規定している。

このような長期契約が「再生可能ガス・低カーボンガスの導入の障壁となってはならない」からであるとしている。この 2049 年を超える長期契約禁止条項からは、次のような基本的な疑問点が想起される。

1. 「低カーボンガス」「対策がなされていないガス」には、どのような定義を、欧州委員会、加盟諸国、規制機関は用いることとなるかという点である。2023 年 2 月の補足法制¹に定義される GHG 原単位 70%削減という基準が、低カーボンガスには適用されることとなろう。また「低カーボンガス」の定義が確定したものであれば、「低カーボンガス」の範疇に入らないガスを「対策されていないガス」と定義することも想定できる。本ペーパーの後段で論じているメタン規制への準拠に関して判断するために用いられる基準を、本指令における長期契約の可否を判断する際にも用いる可能性もある。
2. 次の疑問点は、執行のための規則がどうなるか、つまり 2049 年ルールが遡って適用されるか否か、という点である。換言すれば、数年後にこの制限が発効する前に、企業は 2050 年を超える期間の契約を締結できるか否か、という点である。

¹ 法案本体の実施細則的な法的文書で、"delegated act" と規定される

3. 前項の遡及適用がないならば、2050 年代まで続くこととなっている既存の取引は、本指令の発効よりも以前に締結されていることから、影響を受けないこととなる。

もちろん、仮に 2050 年代まで続く契約が仕向け先変更の柔軟性を備えているならば、欧州から別の地域へと仕向け先を変更される可能性もある。また、このような長期契約の対象となっているガスが、2049 年までに生産プロセスを改善して低カーボンガスへと進化することも可能性としてある。

加盟諸国は、今後 2 年間で本指令の条項を国内法に織り込むこととなる。それまでの期間内に企業は、そのような長期契約を締結することは可能であるとも解釈できる。

また、加盟国がロシア連邦、ベラルーシからのガス引き渡しを制限できる文言を含んでいる今回の規制は、発行 6 ヶ月後、加盟国国内法手続き等を必要とせず、直接適用されることとなる。

この指令案と規制案は、2021 年 12 月に欧州委員会が提案したものである。これらの案については、2023 年末に、欧州連合閣僚理事会・欧州議会・欧州委員会関係者間の非公式な政治的合意が成立した。

2. メタン排出規制

欧州連合理事会は、メタン排出を追跡・削減する規制を承認した。世界で初めて化石エネルギー源の輸入からのメタン排出を規制することとなる。

EU 域内への化石エネルギー源の輸入者は 2025 年以降、これらの化石エネルギー源を輸出する諸国・諸企業からのデータも含め、年間メタン排出データを報告しなくてはならなくなる。報告すべき情報には、輸出側がメタン排出を測定、報告、削減しているか、如何に行っているかに関する情報も含まなくてはならなくなる。このような基準は、EU の輸入の取引に関わる企業にとり、難しい課題となる。様々なガス輸出国のメタン排出情報に関して、EU における基準と同じ基準を確保することは困難となるからである。

2027 年 1 月からは、本規制では、EU 生産者と同じ監視・報告・認証義務が適用されている場合のみ、新規輸入契約を締結できるものとなる。また、EU 輸入業者は、2030 年から、EU 市場に輸入される石油、ガス、石炭生産のメタン排出原単位が、EC が今後設定する上限値を下回ることを義務付けられる。

ただし、この規制の基準を満たさないとしても当該取引での輸入の禁止にはつながらない。この規制違反については、罰則金支払いが加盟国により設定され、執行される。

欧州委員会は、2021 年 12 月にエネルギー部門のメタン排出削減規制案を示した。これは 2020 年 10 月に発表された EU メタン戦略を受けて検討されてきたものである。

両パッケージに対して今後、EU 向けの化石燃料、特に天然ガス・LNG 輸出企業・輸出国がどう対応するか、また長期的には世界他地域のエネルギー消費市場がどう反応するか、注目される。

問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp